

山梨市バリアフリー基本構想 (山梨市駅周辺地区) 【概要版】



平成 26 年 11 月

山梨市

はじめに

現在、高齢の方や障がいのある方を含めた全ての人々が、地域において安心して暮らすことができるような支援が求められています。平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）では、駅や街路などのバリアフリー化だけでなく、新たに建物や都市公園などを加えて、総合的・一体的なバリアフリー化が推進されるようになりました。

本市においても、高齢者や障がい者などの社会的不利を受けやすい人々が、他の人々と同じように生活を送ることが出来る社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、市民が安全・安心に生活できる人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

これを受けまして、バリアフリー整備を推進するため、「山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）」を策定しました。

今後は、この構想に基づき、私の目指している市街地整備と道路インフラ整備の内、本市の最大の課題であります山梨市駅の自由通路を含む橋上化、南口駅前広場、都市計画道路山梨市駅南線と加納岩小学校西通り線および都市公園の整備事業を中心に進めてまいります。

また、市民の皆様一人ひとりがバリアフリーについて理解し、お互いに支え合えるような「心のバリアフリー」の推進も行い、ハード・ソフトの両面から総合的で一体的なバリアフリー化を目指し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

結びに、本基本構想の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた山梨市バリアフリー基本構想策定協議会の皆様をはじめ、本構想の策定にご協力をいただいた皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本市のバリアフリー化の推進に、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年11月

山梨市長 望月清賢



1. バリアフリー基本構想とは.....	1
1.1 バリアフリー基本構想の背景と目的.....	2
1.2 バリアフリー基本構想の位置付け.....	3
1.3 山梨市のバリアフリーに関する課題.....	4
2. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市全域）.....	5
2.1 基本理念.....	5
2.2 基本方針.....	5
3. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）.....	6
3.1 基本理念.....	6
3.2 基本方針.....	6
3.3 目標年次.....	6
3.4 重点整備地区.....	7
3.5 生活関連施設.....	8
3.6 生活関連経路.....	9
3.7 山梨市駅周辺地区バリアフリー化のための事業.....	10
4. 基本構想策定後の取組み.....	15

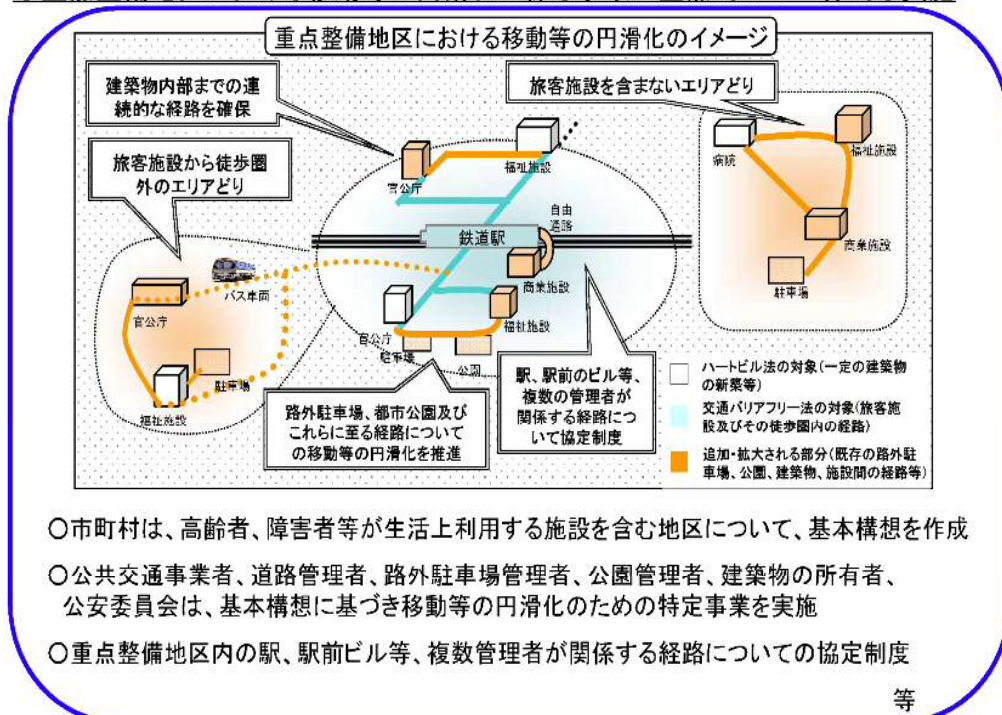
1. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」とする。）を作成することができるとされています。

基本構想制度は、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これにより誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

さらには、今後迎える少子高齢化・人口減少社会におけるまちのあり方を具体的に示すことにもつながります。
（出典：国土交通省ホームページ）

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



出典：国土交通省ホームページ

<バリアフリー法（バリアフリー新法）>

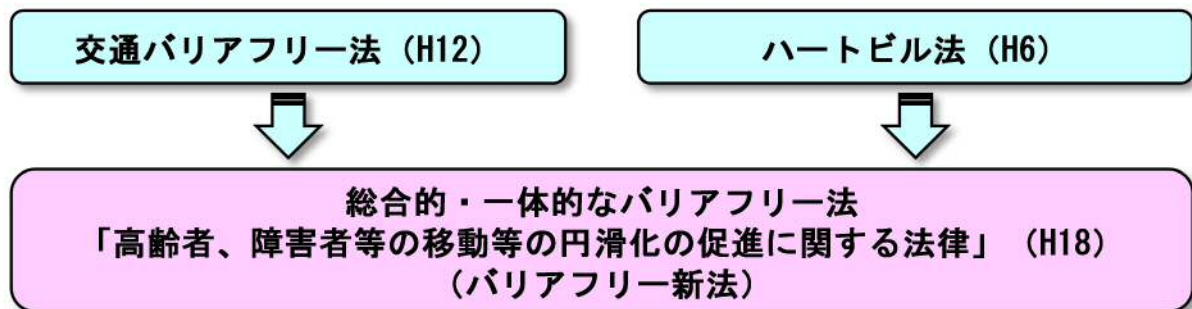


図 1.1 バリアフリー新法の策定経緯

1.1 バリアフリー基本構想の背景と目的

我が国では、平成 26 年 4 月 1 日現在の総人口が、1 億 2,713 万 6 千人となっています。

このうち、65 歳以上の人口が、3,248 万 4 千人で全体の約 25.6%（約 4 人に 1 人）、14 歳以下の人口が 1,632 万 3 千人で全体の約 12.8%（約 8 人に 1 人）となっています。

我が国の 65 歳以上の人口の割合（25.6%）は、WHO（世界保健機構）や国連の定義によると「超高齢社会（65 歳以上人口の割合が 21%超）」に該当します。

本市においても、平成 22 年時点での総人口は、37,999 人となっており、65 歳以上の人口が 10,244 人で市全体の約 27.8%（約 3.6 人に 1 人）となっています。

更に、今後は「団塊の世代」（戦後のベビーブーム世代）が高齢期に入ることから、高齢化率は 30%（約 3 人に 1 人）を超えることが予想され、国や県に比べ、更に高齢化が進んでいる状況にあります。

また、核家族化や高齢者世帯、高齢者の一人暮らしの増加など、家族形態が変化し、家庭における育児力や介護力が衰えてきているとともに、障害がある人が地域で安心して暮らすことができるような自立を支える支援が求められています。

「超高齢社会」を迎え、わが国では、平成 18 年 12 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、これまでの駅と経路のバリアフリー化だけでなく、建物や都市公園、路外駐車場などを加えた、総合的・一体的なバリアフリー化が推進されるようになりました。

また、本市では「高齢者・障害者など、すべての人が一緒に暮らす社会こそが、ノーマルな社会」というノーマライゼーションの理念に基づき、物理的にも精神的にも日常生活での様々なバリア（障壁）が取り除かれ、誰もが安心して暮らしていける人にやさしい福祉のまちづくりを進める必要があります。

このような背景を受け本市では、市内全域において地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、市民の意見を反映しながらバリアフリー化の推進に取り組むこととし、バリアフリー新法との整合を図るなかで展開されるまちづくり事業と連携し、「高齢者や障害者を含む全ての人が安心・安全に生活できる人にやさしいまちづくり」を目的に、「山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）」を策定いたします。

1.2 バリアフリー基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定します。

また山梨県の上位計画である「山梨県長期総合計画」「山梨県福祉基本計画」や本市の上位計画である「第1次総合計画」などと整合を図ります。

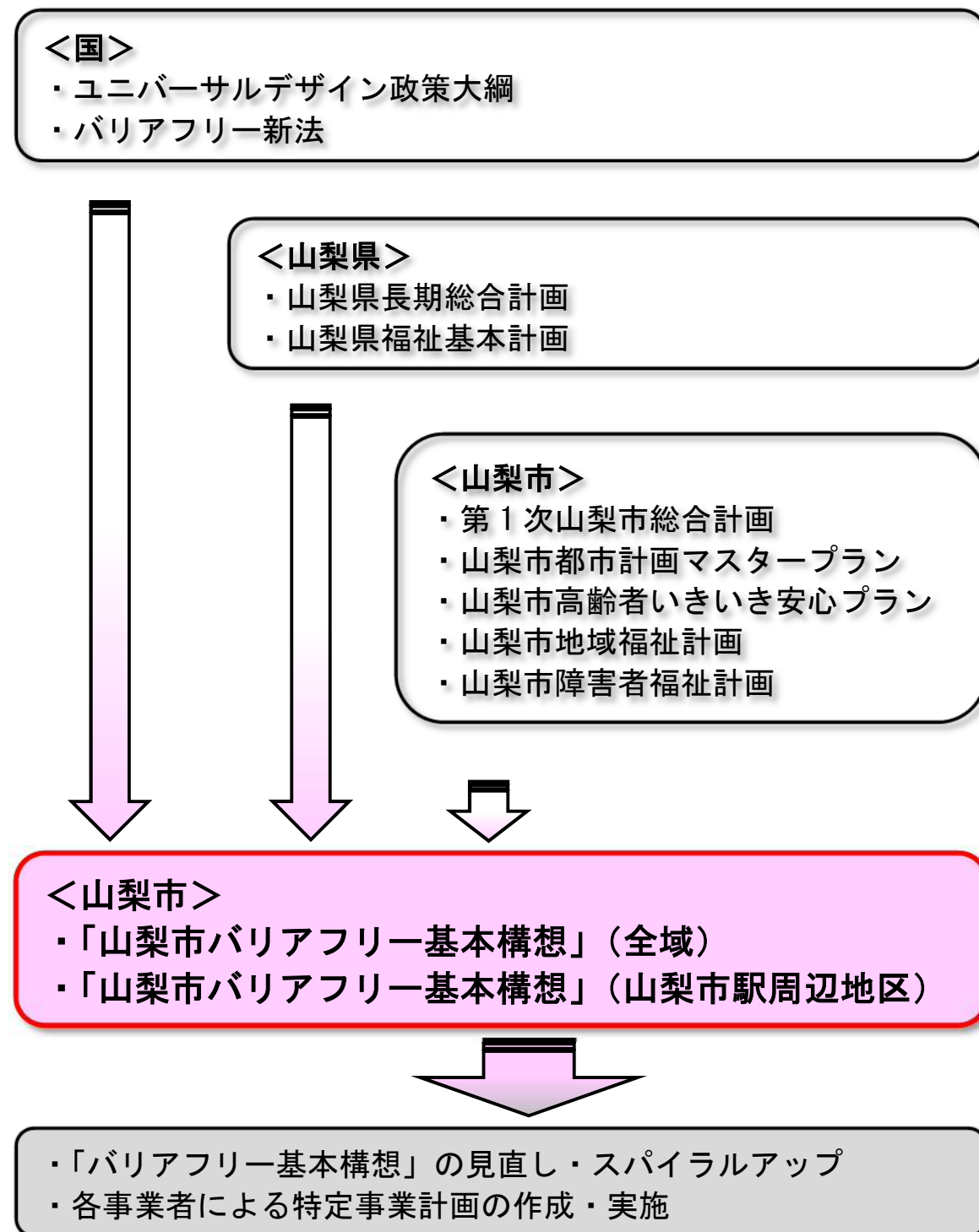


図 1.2 バリアフリー基本構想の位置付け

1.3 山梨市のバリアフリーに関する課題

「山梨市の概況」の整理結果から、本市のバリアフリーに関する課題を抽出・整理しました。

課題①：利用者の多い施設（山梨市駅等）や道路を中心に、利便性・移動性を向上する必要があります。

課題②：障害の違い等による様々な課題を拾い上げ、解決策を検討していく必要があります。

課題③：継続的、発展的なバリアフリーのまちづくりを実践する必要があります。

課題④：互いに支えあうために、市民のバリアフリーに関する知識や意識を高め、ノーマライゼーション※の理念を浸透させる必要があります。

※ノーマライゼーションとは

・直訳では、「普通のものにすること」という意味で、障害者や高齢者など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方です。（出典：山梨市障害者福祉計画）

表 1.1 バリアフリーの具体的な課題例

場所		課題の内容
都市計画道路 加納岩小学校 西通り線	・道幅が狭く、歩道等の設置もされていない	
山梨市駅	・エレベーター等の昇降機が設置されていない	

2. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市全域）

2.1 基本理念

本市では、基本的な考え方で述べた高齢者や障害者を含む全ての人が安心・安全に生活できる人にやさしいまちづくりを実現するためのバリアフリーの推進にあたり、基本理念を以下の様に設定します。

＜山梨市バリアフリー基本構想（全域）の基本理念＞

支えあう ひとにやさしい まちづくり

2.2 基本方針

基本理念に基づき、山梨市（全域）バリアフリー化を実現するために4つの基本方針を定め、バリアフリーに取り組めます。

＜山梨市バリアフリー基本構想（全域）の基本方針＞

①：誰もが安全で安心して暮らせ、住んでよかったと思える、人にやさしいまちづくりの推進

②：必要性、緊急性の高い地区から効果的・効率的・段階的なバリアフリー化の推進

③：市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりの推進

④：支えあうために、「心のバリアフリー」の推進

3. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）

3.1 基本理念

山梨市駅周辺地区のバリアフリーの推進にあたり、山梨市バリアフリー基本構想（全域）と整合を図り基本理念を以下の様に設定します。

＜山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の基本理念＞

支えあう ひとにやさしい まちづくり

3.2 基本方針

山梨市（全域）の基本理念・基本構想を踏まえたうえで、重点整備地区における具体的な方針を追加し、6つの基本方針としました。

＜山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の基本方針＞

①：誰もが安全で安心して暮らせ、住んでよかったと思える、人にやさしいまちづくりの推進

②：必要性、緊急性の高い地区から効果的・効率的・段階的なバリアフリー化の推進

③：市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりの推進

④：支えあうために、「心のバリアフリー」の推進

⑤：山梨市駅周辺において、交通結節性や利便性の向上に寄与するバリアフリー化の推進

⑥：市の玄関口として、多くの方々に対する思いやり溢れるバリアフリー化の推進

3.3 目標年次

重点整備地区におけるバリアフリー化の目標年次は以下の通りとします。

計画開始年度：平成 26 年度

目標年次：平成 32 年度

3.4 重点整備地区

<重点整備地区の区域設定の要件>

- ・生活関連施設（3つ以上）があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行なうことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

<重点整備地区の境界>

- ・重点整備地区の区域の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める



図 3.1 重点整備地区（山梨市駅周辺地区）

3.5 生活関連施設

<生活関連施設とは>

- ・相当数の高齢者、障害者等が常時利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置付けることができる

<選定時に勘案すべき事項>

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等が常時利用する施設を選定する

<選定時に留意すべき事項>

- ・事業の実施可否により、生活関連施設の選定を判断しないこと
- ・既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置づける

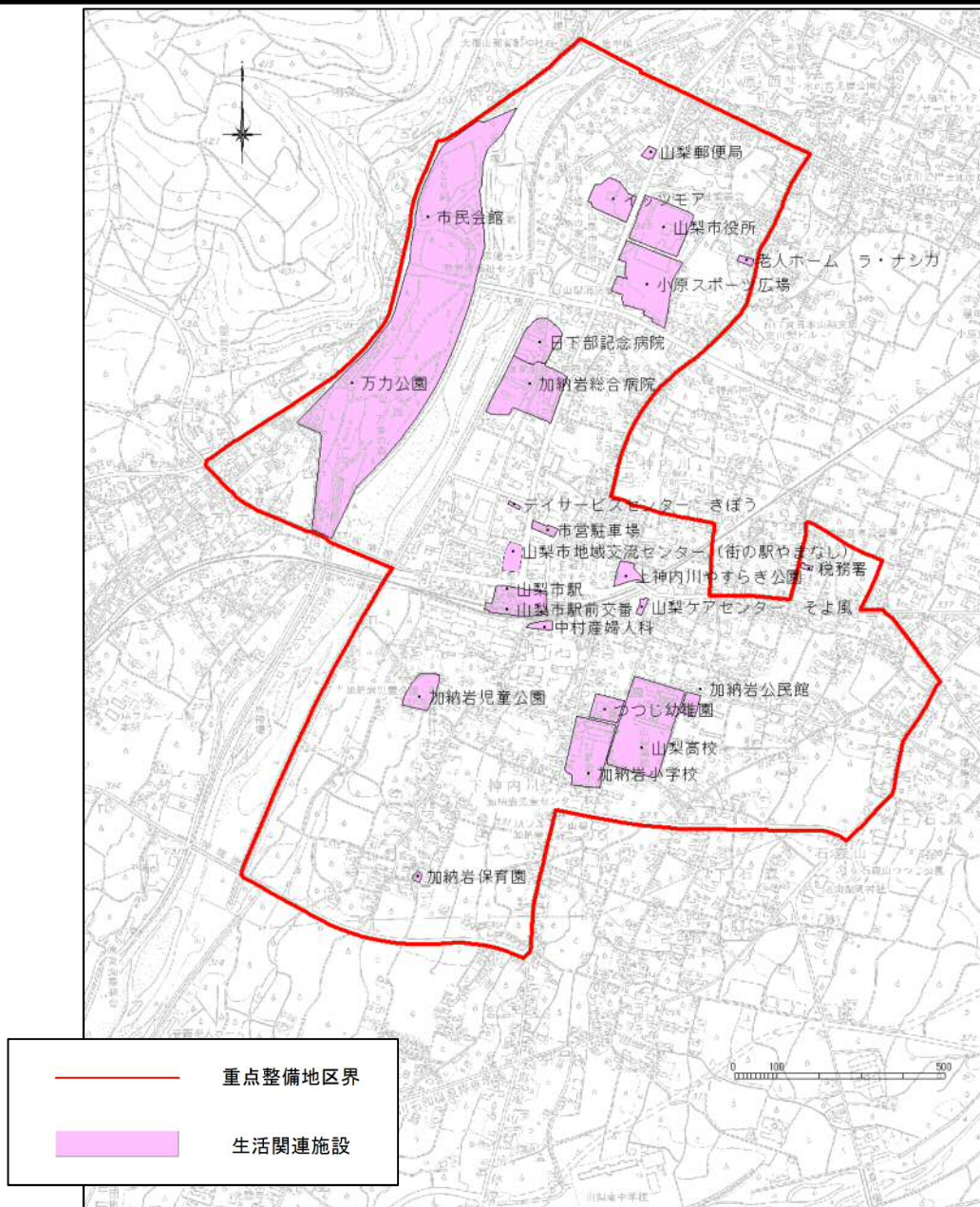


図 3.2 生活関連施設

3.6 生活関連経路

<生活関連経路とは>

- ・ 旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路

<選定時に勘案すべき事項>

- ・ より多くの人々が利用する経路を選定する
- ・ 生活関連施設相互のネットワークを確保する

<選定時に留意すべき事項>

- ・ 事業の実施可否により生活関連経路の選定を判断しない
- ・ 既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連経路として位置づける

※経路は整備状況及び将来的な整備予定等を勘案し、生活関連経路と準生活関連経路の2段階に分けて位置付けます。

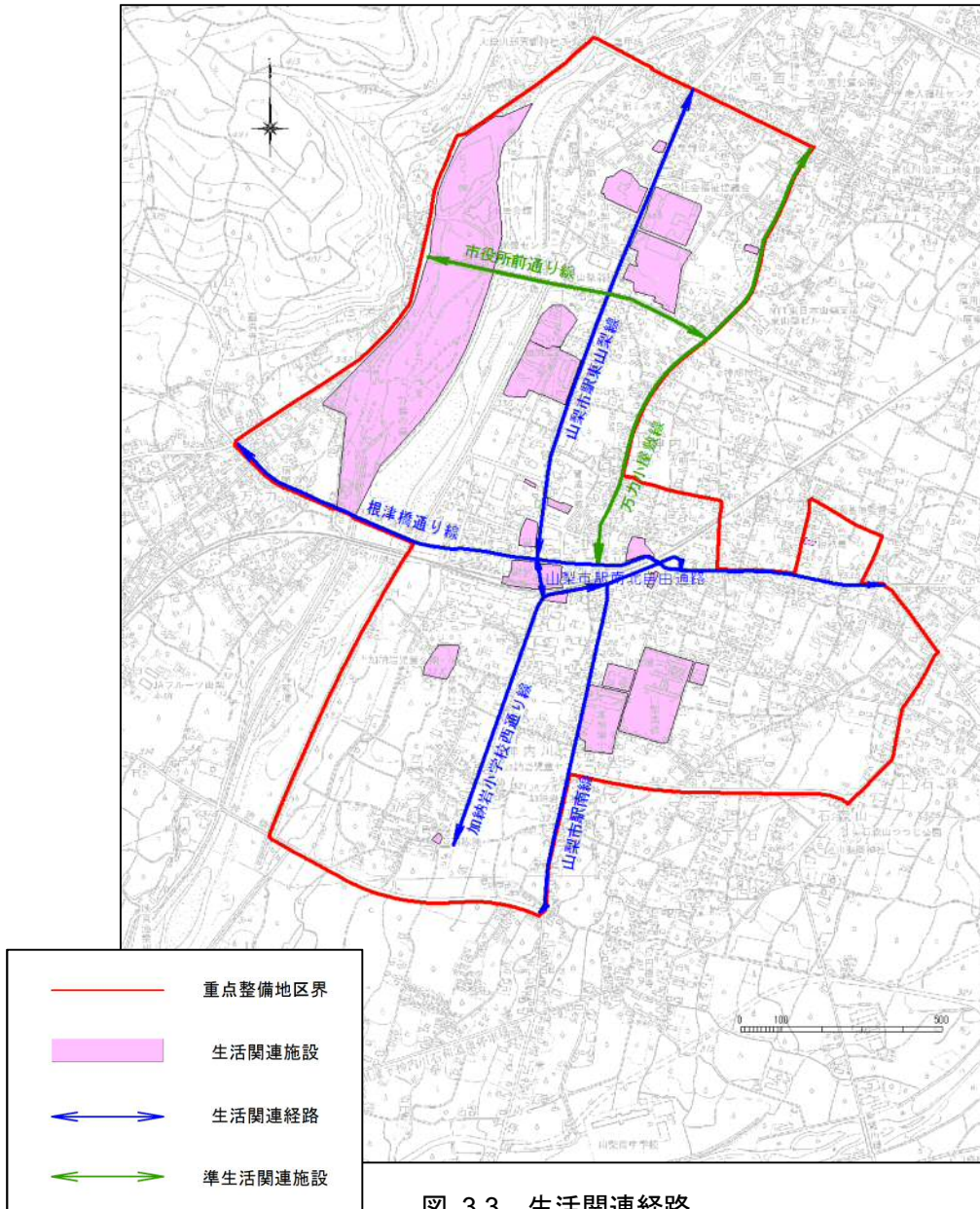


図 3.3 生活関連経路

3.7 山梨市駅周辺地区バリアフリー化のための事業

基本構想では、山梨市駅周辺地区のバリアフリー化の推進のために、バリアフリー新法に定められた「特定事業」及び「その他の事業」を設定します。

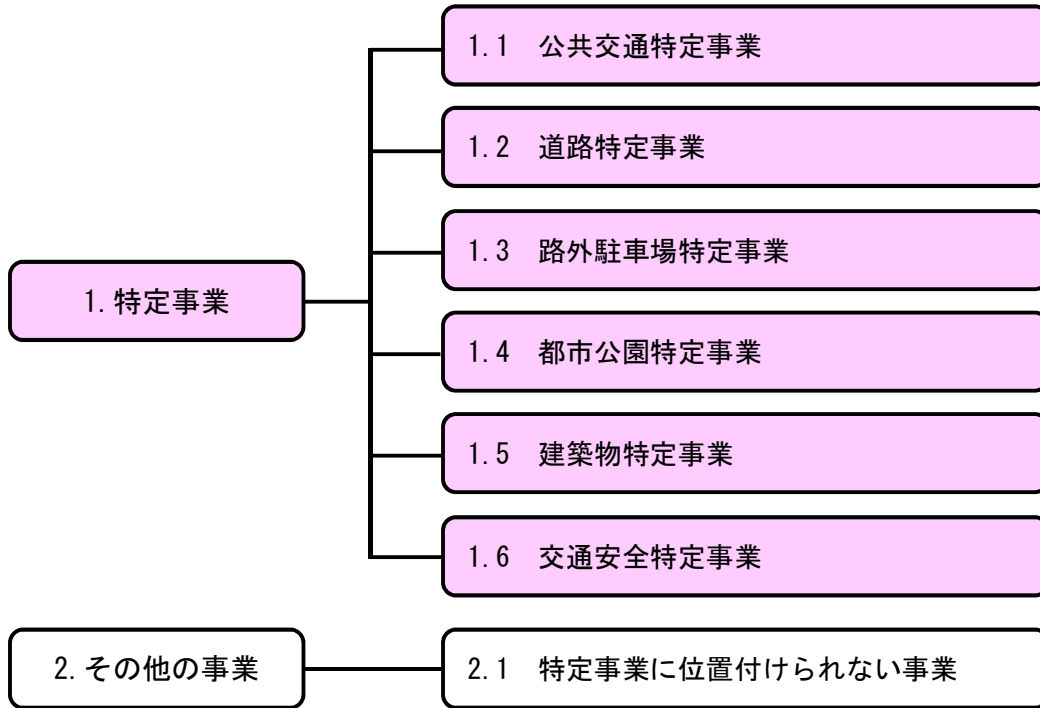


図 3.4 バリアフリー化の推進のための事業の分類

<特定事業>

- ・「特定事業」とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するための事業で、本構想における要といえるものです。
- ・基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。
- ・特定事業の内容は上図の6つに分類されます。

<その他の事業>

- ・「その他の事業」とは、生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業で、「特定事業」に該当しない全ての事業のことです。
- ・国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合は、これらの施設を含む）の整備を「その他の事業」の例として挙げています。

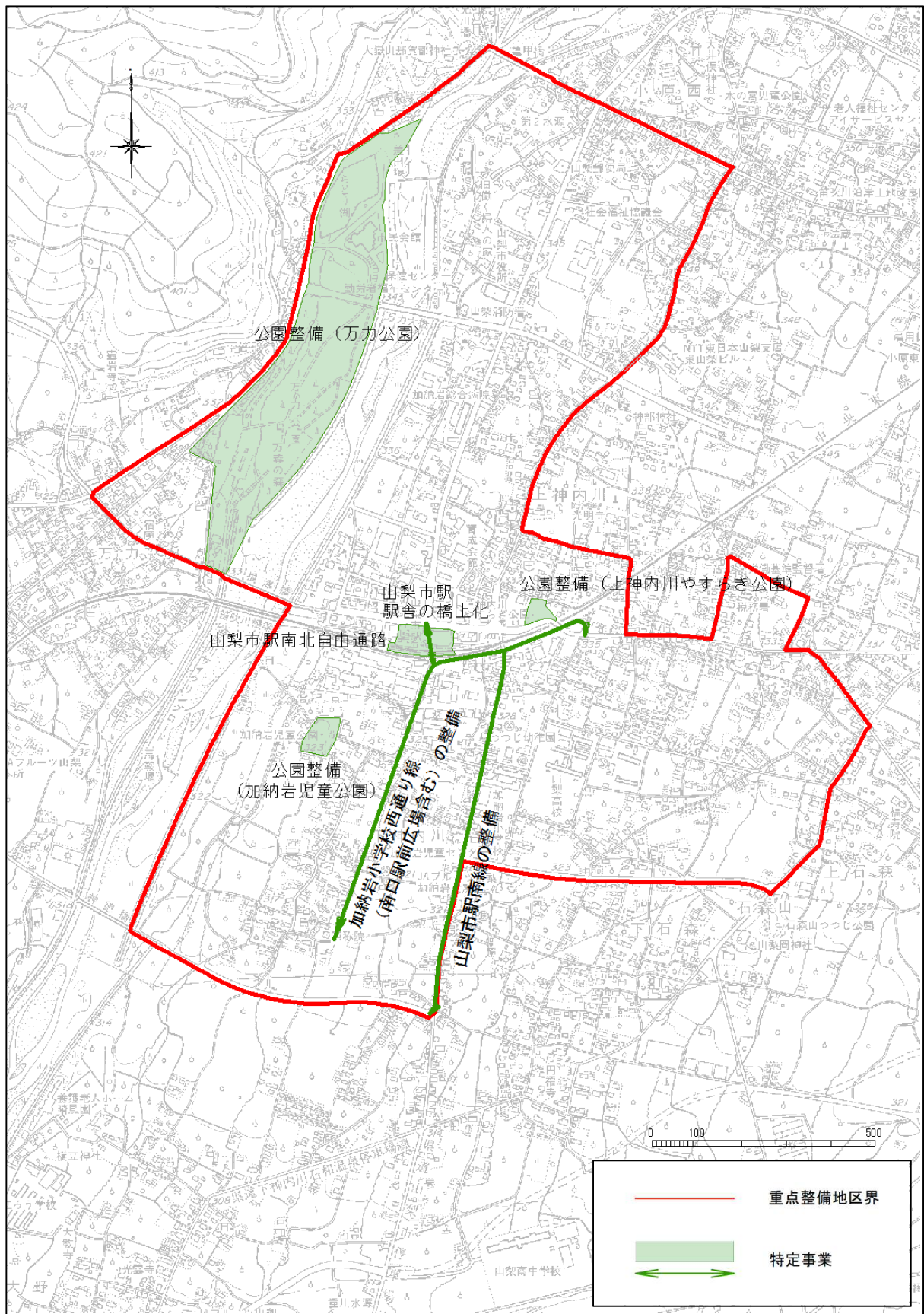


図 3.5 特定事業位置図

3.7.1 特定事業

(1) 公共交通特定事業

① 山梨市駅の駅舎の橋上化

【実施箇所】：山梨市駅

【事業実施者】：JR 東日本

【事業概要】：山梨市駅の駅舎の橋上化を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 3.1 に示す通りです。

表 3.1 山梨市駅の駅舎の橋上化のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・プラットホームへのエレベーターの設置	○	
・多目的（多機能）トイレの設置	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・わかりやすい掲示板や運賃表の設置（点字表示等）	○	
・音声案内設備の充実	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・心のバリアフリーに対応した従業員教育の実施	○	○

(2) 道路特定事業

① 加納岩小学校西通り線の整備（南口駅前広場含む）

【実施箇所】：都市計画道路 加納岩小学校西通り線

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：山梨市駅南線～山梨市駅南口～加納岩小学校前通り線区間のアクセス道路及び南口駅前広場の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 3.2 に示す通りです。

表 3.2 加納岩小学校西通り線の整備（南口駅前広場含む）のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・安全な歩行空間の確保	○	
・歩道の排水性と滑りにくい舗装等の採用	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・障害者等用駐車場の設置（南口駅前広場）	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・視覚障害者誘導ブロック上の安全の確保等		○
・放置自転車等の対策、指導		○

② 山梨市駅南北自由通路の整備

【実施箇所】：都市計画道路 山梨市駅南北自由通路

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：山梨市駅駅舎の橋上化に伴い、南北自由通路の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 3.3 に示す通りです。

表 3.3 山梨市駅南北自由通路の整備のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・エレベーターの設置（自由通路分）	○	
・エスカレーターを設置	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・防犯カメラの設置	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・視覚障害者誘導ブロック上の安全の確保等		○
・地域住民や学生の意識向上（啓発活動 等）	○	○

③ 山梨市駅南線の整備

【実施箇所】：都市計画道路 山梨市駅南線 延長 720m、幅員 17m（車線数：2）

【事業実施者】：山梨県

【事業概要】：山梨市駅南線の拡幅等、道路整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 3.4 に示す通りです。

表 3.4 山梨市駅南線のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・安全な歩行空間の確保	○	
・歩道の排水性と滑りにくい舗装等の採用	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・視覚障害者誘導ブロック上の安全の確保等		○

(3) 都市公園特定事業

① 公園整備

【実施箇所】：万力公園、加納岩児童公園、上神内川やすらぎ公園

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：生活関連施設の3公園に対し策定された「山梨市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、各公園施設の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 3.5 に示す通りです。

表 3.5 公園整備のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H32 年度	H33 年度以降
・段差の解消（スロープの設置 等）	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・多目的（多機能）トイレ設置	○	
・公園利用者の意識向上	○	○
・職員の教育訓練、対応の充実	○	○

3.7.2 その他の事業

① 市民会館整備

【実施箇所】：市民会館（図書館含む）

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：耐震補強のための市民会館改築に伴い、市民会館施設の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 3.6 に示す通りです。

表 3.6 市民会館整備のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期
※平成 27 年度以降に検討	※未定

4. 基本構想策定後の取組み

<特定事業計画の作成>

- ・基本構想策定後は、本基本構想に基づき、各事業者は速やかに特定事業計画を作成し、バリアフリーのまちづくりを推進します

<バリアフリー化事業の実施>

- ・特定事業計画を作成した後、それらの事業を順次実施し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

<心のバリアフリーの推進>

- ・高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることが出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。
- ・山梨市地域福祉計画では、心のバリアフリーを推進するため、以下の方針や考え方を計画・実施します。

<進行管理>

- ・基本構想策定後から、特定事業計画の作成、特定事業等の実施・完了、供用開始後の事後評価までの期間にわたり、進行管理を行います。
- ・今後、市及び各施設管理者等がバリアフリー基本構想に基づいた事業・取組を推進していく際、市民の意見等を参考に、整備の内容等についての見直しや改善、新たな課題の抽出を実施していくことが必要になります。
- ・効果的なバリアフリー化を効率的、段階的に進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、市民、各施設管理者、行政が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進めていきます。
- ・「山梨市バリアフリー基本構想策定協議会」は今後、バリアフリー化に対する市民からのご意見・ご要望の聴取の場として活動を継続していく予定です。そこでは、基本構想に定める整備目標、整備内容、整備進捗等の確認や、現地踏査による再確認等、バリアフリー化に向けての様々な情報交換、意見聴取、連絡調整を行います。また、こうした内容について、広く市民への情報提供にも努めます。

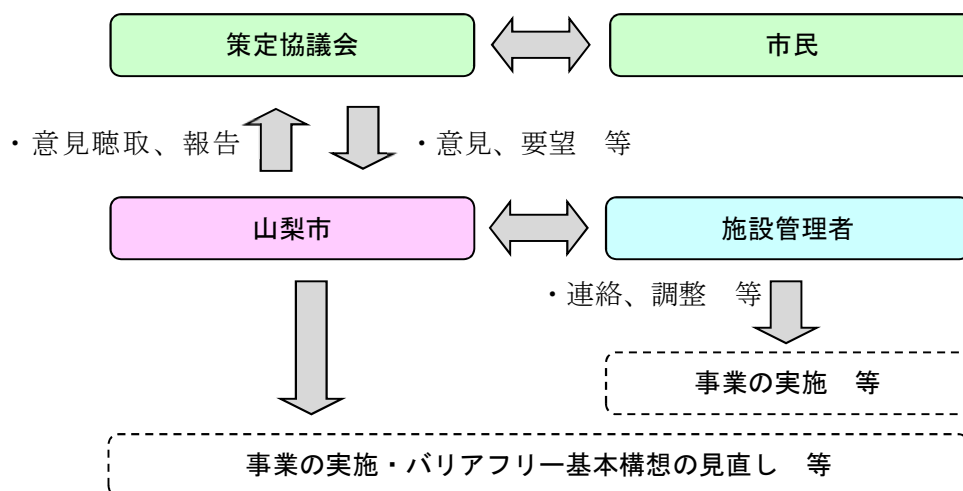
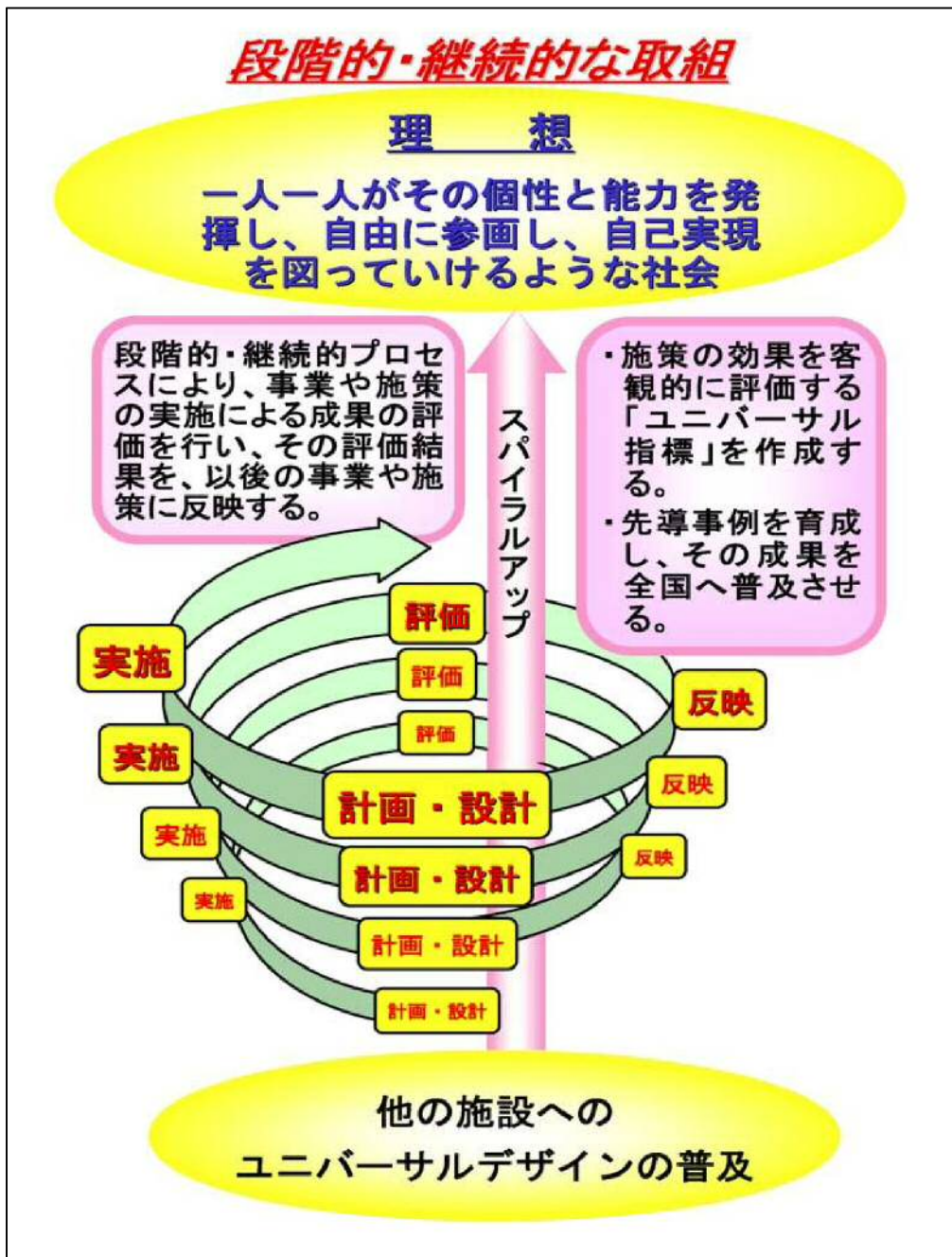


図 4.1 進行管理体制イメージ

<段階的な取組み>

- ・段階的・継続的な取組みとは、具体的には、基本構想作成（Plan）後の事業の実施（Do）を受けて、その効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といったPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図るという考え方です。
- ・施設の移動等円滑化は、一度事業が完了したら終了するのではなく、住民等さまざまな関係者の参加により評価を行い、さらに改善していく段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）が必要であり、PDCAサイクルは、これを実践するものです。



出典：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック

図 4.2 バリアフリー化のためのスパイラルアップのイメージ

山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）【概要版】

平成 26 年 11 月策定

山梨市都市計画課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地

TEL：0553-22-1111 FAX：0553-23-2800

E-mail：toshikeikaku@city.yamanashi.lg.jp

H P：http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/
